

## 令和5年度 第1回鳥取市景観形成審議会 議事録

- 1 日 時 令和6年2月6日(火) 10時00分～12時00分
- 2 場 所 鳥取市民交流センター2階多目的室2～3
- 3 出席者  
(1) 委員  
倉持裕彌委員(会長)、細江美欧委員(副会長)、澤田廉路委員、田中静雄委員、伊藤達朗委員、小柴正子委員、坂本佳代子委員、西原牧夫委員、小山富見男委員  
(2) 事務局  
鳥取市都市整備部 牧野隆史次長兼都市企画課長  
都市企画課 三谷哲主査兼都市計画係長、谷口幹雄主任、竹内美絵技師
- 4 議 事 (1) 会長・副会長の選出  
(2) デジタルサイネージ(発光可変表示式広告物)の手引きの策定について
- 5 報告事項 景観計画改定に向けた取り組みについて

### 6 議事概要

開会

議事 (1) 会長・副会長の選出

(事務局)

会長・副会長の選出について、今回改選後最初の審議会ですので、会長・副会長を決定する必要がございます。鳥取市景観形成条例第30条第1項に従い、会長・副会長は委員の互選により選出することとなっておりますが、委員の皆様で何かご発言はございますか。

(澤田委員)

事務局の案はありますか。

(事務局)

澤田委員は事務局提案ということと、小山委員からも手が挙がっておられますので、小山委員はいかがでしょう。

(小山委員)

私は前回に続いての公募の委員であります。前回も会長、副会長であられました倉持委員、細江委員、お2人が経験があり適任かと思えます。

(事務局)

ありがとうございます。会長に前会長でございます倉持准教授様、そして副会長として細江助教様という推薦がございましたが、委員の皆様いかがでしょう。

(委員)

異議なし

**(事務局)**

異議なしということで、会長として倉持委員様。そして副会長として細江委員様。よろしくお願ひいたします。

これよりの議事の進行につきましては、景観形成条例第31条第1項の規定により、会長にお願ひすることとなっております。

倉持会長は議長席へ移っていただき、進行をよろしくお願ひいたします。

**(倉持会長)**

会長を拝命いたしました倉持と申します。よろしくお願ひします。

前回に引き続きということで、前回もなかなか拙い進行で、皆様のご協力を得て勤めさせていただきましたけれども、今回も様々な難しい局面が出てくるかと思ひます。その時はぜひ皆様のご協力で、議事を前に進めることができたかと思ひてお願ひしておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、議事の(2)本件につきまして事務局から説明をお願ひいたします。

**議事 (2) デジタルサイネージ(発光可変表示式広告物)の手引きの策定について**

**(事務局)**

※資料1、2を用いて説明。

**(倉持会長)**

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

**(澤田委員)**

資料1の設置基準・配慮事項(案)について。明るさ、まぶしさに関する配慮に、夜間が日の出から日の入りの時間と書いてあります。日の入りから日の出の時間の間違ひではないでしょうか。

**(事務局)**

訂正させていただきます。

**(田中委員)**

駅周辺では、今4台大型デジタルサイネージがつけられています。今後、場所によって規定を設けずに、まだ台数が多くあってもいいのかというようなお声があった場合は、それでもどの辺だったら設置できるというようなかたちでやるのか。それとも、範囲の中に数の規定を設けて、この程度の台数でないとこれ以上の設置は駄目だというような設け方をしないと、今後、増えてくれば増えるだけ、大型なので誰かが広告を出さないと維持ができていかない。そうすると周辺に同じようなものがどんどんできてくると、設置をしている会社が大変になると思ひます。そのために規定を設けたらどうかと思ひますが、その点はいかがでしょうか。

**(事務局)**

今のいただいたご意見について、今後検討したいと思ひますが、考える上で、一般の広告

物、一般の看板があると思います。そういったものも踏まえて総合的に評価する必要があると考えておりますので、今後の課題とさせていただきますと思います。

**(田中委員)**

ぜひその辺をお願いしたいと思います。

**(倉持会長)**

田中委員の今のご意見は、数が増えると、見た目が悪くなるという話でしょうか。大変になるというのは、どなたが大変になるのでしょうか。

**(田中委員)**

基本的には広告を出していかないと、その広告塔の維持管理及び継続をしていくことができないですね。メンテナンス費用自体が何千万かかるので、何千万の処理をしようと思うと、例えばどこかの企業に対し年間何回ぐらい出してくださいと、1回分が例えば10万、20万という世界なのですが、それを年間にするると百何十万というような広告料になります。

それを果たして、鳥取市の企業がどれだけいてそこに広告を出されるかというのは、なかなか大変なものようです。たくさんできれば、お互いが生存競争で、おそらくどこかが生き残ってどこかが潰れるでしょう。

そうなった場合には、例えばあそこの広告塔は最近電気がついてないという話になり、見やすいところ、わかりやすいとこだけが残ってしまい、おそらくお互いが共存共栄みたいな形になるのではないかと。特に鳥取みたいに企業が少ないところなので。また広告料を見ると高額です。

そうすると、年間の維持代が大変ということのようなので、同じところに設置されると、おそらく皆さんが大変になってきて、1台でいいという話になると、例えばあとの3ヶ所は電気が消えてしまったとなるのが、今後の課題かなと。

ですので、例えば駅前であつたら駅前で台数を決めて、これ以上増やさないというようなかたちに持っていくのか、どこの地域だったらやるとか。今鳥取市として駅周辺の整備方針といった話が出ています。ビルでも建ててという中で、そうするとまたおそらくそこに大きな広告塔でも建てられれば駅周辺だと5台ということになります。ですので、規定がある方がいいのではないかというふうには思います。

**(倉持会長)**

おそらくイメージとしては、空き広告になってどうしようもないの。将来みたときにそういうものを多く生み出してしまったら、それはかえって景観にも良くないという。

**(田中委員)**

そうです。

**(倉持会長)**

事務局のお返事としては、検討課題というかたちですね。

**(事務局)**

はい。検討課題とさせていただきますと思います。

### **(伊藤委員)**

最近の事例では、目のつきやすい交差点に1台設置されていますが、4隅に4台の設置も考えられます。その場合美観的にも好ましくありませんし、交差点における基本的な方針など考える必要があると思います。また、野立て看板が並んでいるところでは、それを全部デジタルに変更する話が出た場合への対応にもなると思います。例えば、さきほど言われた1つのデジタルサイネージから次は何m以上、何十m以上離すなども考えたほうがいいのではないかと思います。

### **(小山委員)**

田中委員の内容とも関連しますが、利用されなくなったデジタルサイネージの撤去については、景観を悪くしてしまうことにもなるかと思うと方針など決めておかなければならない。

また、設置してから半永久ではなく、一定期間期間を設けて、さらに延長するというような審査を取り入れたらどうかと思います。

近隣の理解ということでは、この場合の近隣は、町内会、或いは自治会の該当地区、それから周辺のところまでを考えているのかどうか、お聞きしたいと思います。

### **(事務局)**

小山委員からありました近隣の範囲につきましては、光の影響が及ぶ範囲にさせていただいております。

光が届く範囲ですと住環境に大きな影響を与えてしまうこともあることから、距離は定めていませんが、光を発する向きもありますので、まず周辺の住民の方、または企業の方々などを想定しています。さらには、例えば商店街でありましたら商店街の組合などの周知も想定しています。

期間につきましては、屋外広告物は許可を得なければ表示・設置ができません。その許可の期間は2年以下となっております。許可の期限が満了すると、掲出はできないとなっております。

表示内容を変えるたびに変更申請が必要となりますので、今現状では、月に1回程度、変更申請がされております。許可の期間は2年以下でその間は掲出が可能です。2年後以降掲出を継続するためには更新申請が必要となりますので、ある程度把握ができる状態となっております。

また安全点検も義務化されており、広告物を掲出しない場合でも、掲出物件自体が残れば点検義務は生じます。大型の広告物ですと、有資格者による点検をしなければならないと定めておりますので、指導、または条例に基づいた罰則、または除却を命令するなど対応できます。

### **(西原委員)**

規制ということでは、条例をもって規制ということになりますが、契約の自由や広告の自由があります。これと、見栄えのこと、或いは近隣のこと、その制約との関係性があります。

業者からすると、すべての条件が合えば掲出できるのが、広告の自由と商業の原則であり、この自由と規制をどう整理をしていくのかが重要だと思います。

申請許可についてですが、広告物の裏か横面に、この広告物の許可を示す表示的なものがありますか。

**(事務局)**

広告物が許可を受けているか否かにつきましては、許可を受けた広告物は、許可証票といまして本市から申請者に対してシールを渡しております。すべての広告物において、許可を受けているものについては、鳥取市の条例で定めているシールを貼ることで判断できます。

**(西原委員)**

有効期限は表示されているのですか。

**(事務局)**

有効期限を表示しています。

また、広告の内容につきましては、広告の自由もありますので、景観の観点から踏み込むところも少しハードルが高いように思っております。ただその中でも内容については、検討していく必要があると考えますので、今後検討していきたいと思っております。

**(細江副会長)**

特例だとは思いますが、明るさであったり高さは数値的な基準があると思いますが。設置形態についての奇抜な形状というところで、申請側では奇抜ではないという主張があった時には、どう対応されますか。

**(事務局)**

形状は人によって感じるものも違うところもありますが、極端に建物から突き出すものや、立体的にデジタルサイネージを表示するものなどを想定しております。

ただ、判断ができない場合には、景観形成審議会に意見を諮る場合もあるかと思っておりますので、あらかじめご了承いただければと思っております。

**(田中委員)**

今駅前に設置済みの壁掛けのデジタルサイネージがあります。これは建築基準法の関係が出てくると思います。古い建物に設置する場合、築50年とか、何十年経っている建物に壁掛けを造る場合の建築基準的な部分は、この広告物の中で何か基準がありますか。交差点などに設置の下から立ち上げる野立て広告物では、基礎からでき上がるので倒れることはないと思います。今回大きな震災があり、そういった場合に建築基準関係ができていれば、壁掛けであっても多少の震度では落下しないと思います。震度4、5があった場合に、壁掛けは落下する可能性があると思いますので、物を建てる場合の基準は、建築基準法に関するところか、景観的な部分の中に基準を作っておられるのかが、わかれば教えて欲しいと思います。広告物を造る場合の景観の中に基準を入れておく必要があれば盛り込まないと、広告物の落下事故でもあった場合は大変かと思っておりますのでどうにかたちにしておられるのか

お聞きします。

**(事務局)**

申請のあったもので壁に設置の広告物につきましては、設置業者から、重量があることから、構造計算をした上で大きさ、重量を決めて設置しているとお聞きしております。例えば、構造計算は建築士の資格を持った方がしなければいけません。その上で、例えば建築基準法による申請が必要であればしなければなりませんので、この手引きの留意事項に書いてあります、関係機関へ事前協議をしていただいて、必ず法令を遵守してください、としております。

**(伊藤委員)**

表示面積の 30 m<sup>2</sup>が決まっています、造る場合にはその 30 m<sup>2</sup>近くを希望されて、これからは 30 m<sup>2</sup>に近いものが一般的になってくるのではないかと思います。そこで、申請の費用が発生しますが、これまでの動かない野立て看板である 30 m<sup>2</sup>と、デジタルサイネージで何千万もかけて、いろいろなスポンサーからお金をいただく広告と、同じ申請料でいいのかが気になります。

**(事務局)**

申請手数料についてですが、この手数料は鳥取市の職員が屋外広告物の申請を受けて審査をする審査手数料となっておりますので、その事務处理的な内容のものです。今までの経験ですと、事前協議などでは少し一般の広告物よりは時間を要する部分もありますが、審査する業務としては同じ所要時間となっておりますので、特に今のところは差があるものではないと考えております。

ただし、デジタルサイネージは、表示内容を追加するごとに変更申請を行う必要があり、その都度、審査手数料が発生しております。月に 1 回、2 回申請があるということは、一般の広告物よりも多く審査手数料をお支払いいただいているものになります。

**(倉持会長)**

関連して、審査はどこが行うのでしょうか。

**(事務局)**

審査は都市企画課が行っております。

**(倉持会長)**

それは、サイネージ設置基準・配慮事項の表示内容について、新たに加わった部分と全く内容的には同じでしょうか。

ここの表示内容についての部分に若干違和感があります。ここは景観形成の場で、ここまで踏み込むのが少し気になっているところです。設置の形態であったり形状であったり、或いは光がどのくらい出ているのかというのは景観の領域になってくるとは思いますが、表示内容が景観かどうかは、ましてや民間の広告に対して、どこまで言えるのかというのが気になる場所ではあります。

例えばセクハラに対する表示であったりそういったものも、青少年健全育成に関する条

例であるとか、その他法令等で引っかかるのであれば、ここで内容審査をするものなのかが気になると思います。その辺りを整理して教えていただきたいです。

**(事務局)**

表示内容については、景観に関しての内容ではありません。なぜこのような内容を載せたかといいますと、他の都道府県の、条例などではありませんがまちづくり団体のような団体が、デジタルサイネージの表示内容についてこういったことを守ってくださいという資料を公開しておりました。それを参考に表示内容についても記載させていただきました。

また、各関係団体や、鳥取市役所庁内で意見を照会した際にも、やはり表示内容に対する配慮があっていいのではないかとというようなご意見がありました。

そういったものも踏まえて、制限するものではないことから、将来的に条例に定めることは難しいとは考えていますが、あくまで配慮、お願い事項として、こういったものを助言の一部としてお示しできればと考えております。

**(倉持会長)**

この表示内容について、市役所内の他の担当課で審議したり規制したり、抑制できるような所管課はありませんか。その所管がなく、どこかがやらなければ駄目だという話でここに出てくるならわかります。他にもあって、ここでも審査するとなると、スタンダードが多くなることによって、調整等が難しくなることが気になるところです。

例えば、先ほどのまちづくり団体の話でも、まちづくり団体では駄目だと思った、でも市では事前協議で問題とされなかったとなれば、市の公式な機関で問題とされなかったからいいのではないかと、まちづくり団体にプレッシャーをかけることになってしまうと思うので、どこかが基準を1つ持っているのが理想ではないかという気がします。

**(事務局)**

今のところ屋外広告物法と屋外広告物条例で、表示内容についても審査の対象となっております。ただ、その表示内容の良い悪いにつきましては判断基準が難しい、というのが現状です。広告物条例に基づいて内容を審査できるものについては審査させていただきたいと思いますが、それ以外のことにつきましては、内容を再度見直したいと思っております。

**(倉持会長)**

何でもかんでもここで審査となると、非常に大変という気がしますので、整理したほうがいいかと思えます。

あともう1点、手引きの2ページ目の規制とルールというこの2階建てのような形になっている図があります。規制に裏付けのあるものが、わかりやすく手引きとして示されているというものだと理解すればよろしいですか。つまり手引きの方には、先ほども少しありましたが、何々に努めるだとか、少し判断が難しい、微妙なものが多くあるような気がしているのですが。それは、手引きでは少しやわらかく書いているけど、規制の方だともう少し詳細が細かくチェックできるようになっているのでしょうか。そこで、やりすぎるとダメだとしっかり言えるような、そういった仕組みになっているのかどうかを知りたいです。

**(事務局)**

規制につきましては、鳥取市屋外広告物条例で、許可制度というものを設けております。条例では設置基準がありますが、例えば大きさであったり、中には信号を誤認するようなものであったり、道路標識を誤認するような内容については、設置は許可できないとなっております。ですので、条例に書いてあるものについてはしっかり規制ができるものとなっております。また、市長による命令などにより、除却等ということもできますし、罰則の規定とすることもできます。

それ以外のところで、条例に定められていないものを、この手引きのルールとして運用していきたいと考えているものです。

**(倉持会長)**

この手引きに載っているのは、条例から抜け落ちている部分が手引きでフォローされている、という位置付けでいいですか。

**(事務局)**

条例に書いていない内容を、手引きで定めてこれで景観誘導をしていくというものです。

**(倉持会長)**

分かりました。

**(小柴委員)**

夜間の輝度が  $800 \text{ cd/m}^2$  と書いてあるのですが、商業地域とか工業地域が  $30 \text{ m}^2$  で、住居系の用途地域でも設置できる広告物として  $2 \text{ m}^2$  と書いてあります。  $30 \text{ m}^2$  のこの輝度と  $2 \text{ m}^2$  の輝度は、  $2 \text{ m}^2$  の広告物の方が眩しく感じるということはないですか。住居系はもっと抑制するとか、そういった分け方はしなくて大丈夫な明るさですか。より画面が小さいと、同じ輝度でも眩しく感じるということではないとの判断ですね。

**(事務局)**

この輝度といいますのが、  $1 \text{ m}^2$  単位面積あたりの光の強さ。表現が少し適切でないかもしれませんが、  $1 \text{ m}^2$  あたり光を発する光の強さだと思っていただければと思います。例えば  $2 \text{ m}^2$  と  $30 \text{ m}^2$  を比較しますと、  $30 \text{ m}^2$  の方が光を発する面積が大きいので、やはりその倍数分は周りに影響を与えやすいものだと考えております。

**(小柴委員)**

住居系でも、密集地というわけではないんですが、そういうところで許可が出た場合は同じ輝度でも特に問題はないんでしょうか。

**(事務局)**

面積を抑えることで、周辺に与える光の強さを抑えられるものだと考えております。

**(小柴委員)**

分かりました。

**(倉持会長)**

最後に1点教えていただきたいです。

A3資料の最後の方に、景観形成審議会への諮問についてと書いてあって、良好な景観・住環境などに大きな影響を及ぼす恐れがあると判断した場合は、景観形成審議会に意見を諮る。これは、どなたが判断されるのでしょうか。

**(事務局)**

こちらにつきましては、鳥取市で審査をした上で、なかなか答えが見つからないというときに想定しております。

**(倉持会長)**

わかりました。

あとは大丈夫でしょうか。

では、次の報告事項に進ませていただきたいと思います。景観計画改定に向けた取り組みについて。事務局から説明をお願いします。

**報告事項 景観計画改定に向けた取り組みについて**

**(事務局)**

※資料3を用いて説明。

**(倉持会長)**

それでは、委員の皆様ご意見、ご質問をよろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

**(澤田委員)**

2ページ目、景観の変化の把握のところ定観測の話が出ていますが、実際今どの程度の定観測をする場所があるのでしょうか。これは非常に大事なことだと思います。ぜひやっていただきたいと思ひます。現状、何点ぐらい、どこでやっているかというのを教えてください。

**(事務局)**

現状の景観計画に載せている写真は、いろいろなポイントがあります。その撮影されたポイントと現状を把握した写真を撮影したのですが、その写真は定観測を目的としたものではなく、具体的に定観測をする考え方も景観計画を作った当時はありませんでした。そのため、定観測に至るまでの過去の状況はすべて把握できるものではありませんし、どういったポイントで撮られているのかということも、リストなども具体的に示してありません。

今後の見直しをするにあたって、来年再来年で景観計画の改定をするのであればその時点で写真を撮り、その後定観測をするということも検討の一部と今は考えているところです。

**(澤田委員)**

箇所数はどれぐらいですか。とても大事なことであるし、景観だけではなく様々なことに使えるはずです。予想以上に、いろいろなことに役に立つと思ひます。それを教えていただ

きたいと思います。

**(倉持会長)**

今はまだ、定点観測について定めたものがありません。そこで、これからやっていかなければ駄目だという話が出てきているところです。逆にお聞きしたいのは、どれくらいのポイントであるとか、どういう観点で行ったらいいのかというのは、基準のようなものはありますでしょうか。

**(澤田委員)**

私はもってはいないですけども。過去の商店街の衰退の現状なんかを見ると、30年代はこうであったとか、様々なことで役立つと思いますし、街の中の状態を見るのにとっても大事な話なので、これはぜひやっていただきたいと思う。それぞれ、例えば駅前の変化も大きいと思います。災害が発生することで変化する場合がありますが、ある一定のエリアがどういうふうに変化してきたかを調べると、とても役立つ調査だと思いますのでぜひお願いしたいと思います。

定めが無いのであれば、これから進めれば良いと思います。

**(小山委員)**

定点観測については、県立博物館がずっと行っている部分があるのではないかと思います。かなり過去に遡っての蓄積というようなものから、県立博物館以外にも地域の公民館だとか、そうしたところのものを利用するということが大事じゃないかと思います。

**(事務局)**

今後の参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

**(倉持会長)**

他いかがでしょうか。

なかなか難しい課題というふうにも思います。特に、鳥取市らしい景観とか、良好な景観のようなものは、どのように決めていくかはとても悩ましいと思います。個人的な考え方としては、何かこう、市としてもそのようなものがあつた方が良いと思いますが、特にその良好き加減のようなものを追い求めるのは、やはり民間ベースというか市民ベースというか、そういったところになるのではないかという気がします。自治体、例えばこの審議会の役割としてはおそらく、悪い方に振れるのをいかに防ぐかというようなことの方が、役割なのではないかと思っています。そのあたり、私の個人的な考えにすぎないと、何か皆様から、主としてこういうふうな方向を見た方がいいのではないかといったご意見があつたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

**(田中委員)**

1つだけ聞きたいんですが、2ページの景観法に基づく届出の実績のなかで、携帯電話無線基地局が86%もありますが、これを設置し届出をする場合、大きな電柱みたいな塔だと思いますが、色とか形は、景観計画の中に基準がありますか。

**(事務局)**

一定の規模以上、例えばアンテナでありますと、13メートルを超える場合は規模要件に該当しますので届出が必要です。その上で、色彩の制限もあります。色彩はマンセル値で示す彩度、鮮やかさが一定の数値以下でなければならないとしております。ただし、無彩色、白であったり黒であったりグレーであったり、こういったものは制限されるものではありませんので、グレー系、例えば電柱のような色であれば、基準に適合したものとなります。

**(田中委員)**

その場合範囲というのは決められていたのでしょうか。

**(事務局)**

範囲は、鳥取市市域全域が景観の届出の対象となる地域となっております。さらに重点区域と言われる久松山山系、鹿野、白兔海岸、湖山池周辺、こういったところが重点区域としてさらに規模要件が厳しくなっており、さらに色彩についても厳しい、少し彩度を抑えたような色彩制限となっております。

**(田中委員)**

この86%がそういうかたちで届出をされて、基準を満たしていたということだったんですね。

**(事務局)**

はい。その通りです。

**(倉持会長)**

他いかがでしょうか。

おそらく、さきの議題のときに西原委員が言われた、もやもやした部分と言いますか、どうしたらいいのかという部分が、この、これからの良い景観とはという話の議論の中にきちんと織り込まれないといけないと思っているところであります。

またおそらく、たたき台のようなものが出てきてからの議論になるのかなという気がしておりますので、そのようなところを期待させていただきたいと思います。

それでは、審議事項、報告事項は終了しました。

他に関して何か委員の皆様からございますでしょうか。なければ、進行を事務局にお返ししたいと思います。

**(事務局)**

それでは、以上で本日予定しておりました審議会の案件は終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年度第1回鳥取市景観形成審議会を終了いたします。長時間にわたりいろんなご意見をいただきました。ありがとうございました。